

政 法 第 3958 号
答 申 第 421 号
平成 28 年 3 月 24 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 25 年 10 月 4 日付け中家畜第 419 号による下記の諮問について、別添のとおり答申します。

記

諮問第 533 号

平成 25 年 8 月 31 日付けで異議申立人から提起された、平成 25 年 7 月 5 日付け中家畜第 248 号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

平成11年4月27日付けの〇〇〇動物病院（以下「本件診療施設」という。）に係る診療施設現地確認報告書及び平成11年2月24日付け受付番号10-2の苦情相談票（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部不開示とした千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、結論において妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立書による異議申立人の主張はおおむね以下のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

平成25年7月5日付け中家畜第248号で行った行政文書部分開示決定に係る処分を取り消し、苦情の申立人の個人情報を除く部分を開示するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立てに係る処分は違法である。

- (1) 苦情相談票のマスクングに意味がない。マスクング内容と思われる記述が飼育動物診療施設（以下「診療施設」という。）に係る診療施設現地確認報告書に記載されている。
- (2) 診療施設現地確認報告書で、「2 開設者」のマスクングに意味がない。「1」の「名称」で特定できる。
- (3) 苦情相談票には、意味がない。苦情場所は、受付日には移転している。（診療施設現地確認報告書 「3 開設年月日」参照）
中央家畜保健衛生所（以下「中央家保」という。）の意図がわからない。また、苦情を受け付けておきながら、相談表の処理欄に記載がない。平成11年4月27日現地調査が行われている。
- (4) 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号及び第3号イとあるが、資料2の内容を公開している。上記条例を適用するのは誤りである。
- (5) 平成11年1月11日に移転開業しているにも関わらず、開設届は規定上期限がある。規定違反があっても、行政指導の文書が公開されていない。行政指導を受けた内容全て（資料も含む）と公開を求めた。速やかに公開を求める。

苦情相談票にて、施設名の悪臭に対しての意味がわからない。施設名に悪臭があるのか。獣医師より、資料がだされているが隠された。速やか

に公開を求める。(中央家保で知る)及び「新規(中略)チェックリストに基づき、書類の内容(後略)」とある。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨はおおむね以下のとおりである。

1 異議申立てに係る処分

平成25年7月5日付け中家畜第248号で行った行政文書部分開示決定処分(以下「本件決定」という。)

2 行政文書開示請求及び本件対象文書の特定について

(1) 請求の内容

平成10年前後本件診療施設が行政指導を受けた内容全て(資料も含む)(以下「本件開示請求」という。)

(2) 本件対象文書

上記第1のとおり。

(3) 本件診療施設に係る診療施設開設届出台帳を確認したところ、当該台帳に綴られている本件対象文書に、平成10年前後の指導事項が記載されていることから本件対象文書として特定した。

3 本件対象文書の内容

(1) 獣医療法(平成4年5月20日法律第46号)第3条の規定により提出された診療施設開設届に基づき本件診療施設に係る現地調査を実施した結果についての報告書

(2) 本件診療施設に係る苦情相談の内容及び上記(1)の現地調査の内容が記載されている文書

4 部分開示の理由

(1) 「平成11年4月27日付けの本件診療施設に係る診療施設現地確認報告書」

ア 「開設者の住所」については、本件診療施設の開設者(以下「本件開設者」という。)の個人に関する情報であって、当該情報に含まれるその他の記述等により特定の個人を識別することができるものであるため、条例第8条第2号に該当する。

イ 「診療施設の所在地」については、本件診療施設が入居していた建物の価値を下げってしまう可能性があるため、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、本件開設者は、本件決定時も動物の診療を行っている可能性

があり、過去に行政指導の対象となった診療施設の所在地を開示することは、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第8条第3号イに該当する。

ウ 「開設者の名称」については、本件開設者は、本件決定時も動物の診療を行っている可能性があり、過去に行政指導の対象となった診療施設の開設者の名称を開示することは、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第8条第3号イに該当する。

エ 「委託業者名」については、本件診療施設の医療廃棄物の処理を受託している法人の名称が記載されており、法人の事業活動における取引に関する情報であり、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。また、本件開設者は、本件決定時も動物の診療を行っている可能性があり、過去に行政指導の対象となった診療施設の委託業者名を開示することは、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第8条第3号イに該当する。

(2) 「平成11年2月24日付け受付番号10-2の苦情相談票」

ア 「申立人の氏名」、「申立人の電話番号」、「申立人の立場」については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第8条第2号に該当する。

イ 「発生源の所在地」、「発生源の電話番号」については、本件開設者の住所及び電話番号が記載されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第8条第2号に該当する。

ウ 「被害地名」「典型的7公害」「公害の種類その他」「被害の程度」「処理経過上から3行目から6行目」については、被害地の所在地及び被害の種類や程度が記載されており、これを開示することにより、本件診療施設が入居していた建物の価値を下げてしまう可能性があるため、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第8条第2号に該当する。

エ 「発生源立地と居住の先後関係」「処理経過上から2行目から3行目」については、苦情申立人と発生源である者との関係が記載されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第8条第2号に該当する。

オ 「要求事項」「処理経過上から12行目」については、苦情申立人の発生源である者に対する要求内容が記載されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第8条第2号に該当する。

カ 「処理経過下から2行目から3行目」については、本件診療施設の関係者の内心に関する情報が記載されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第8条第2号に該当する。

キ 「発生源の氏名」については、本件開設者は、本件決定時も動物の診療を行っている可能性があり、発生源の氏名を開示することは、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第8条第3号イに該当する。

ク 「処理経過下から4行目」は、本件開設者の「姓」が記載されており、当該開設者は本件決定時も動物の診療を行っている可能性があり、過去に行政指導の対象となった診療施設の開設者の「姓」を開示することは、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第8条第3号イに該当する。

5 異議申立ての理由について

(1) 異議申立人は、「苦情相談票のマスクングに意味がない。マスクング内容と思われる記述が診療施設現地確認報告書に記載されている。」と主張しているが、苦情相談票と診療施設現地確認報告書に記載されている診療施設は移転前と移転後の異なる施設であり、苦情相談票のマスクング部分には、上記4(2)のとおり不開示とする理由があり、マスクングには意味がある。

(2) 異議申立人は、「診療施設現地確認報告書で、『2 開設者』のマスクングに意味がない。『1』の『名称』で特定できる」と主張しているが、異議申立人は本件診療施設の関係者であったため特定できたであろうが、一般的には、既に廃業してしまっている診療施設の名称から開設者の氏名を特定できるとはいえない。したがって、開示請求者の個別的事情によって行政文書の開示決定等の結論に影響が及ぶものではないため、マスクングには意味がある。

(3) 「苦情相談票には、意味がない。苦情場所は、受付日には移転している。中央家保の意図がわからない。また、苦情を受け付けておきながら、相談表の処理欄に記載がない。」については、開示請求の内容は、「行政指

導を受けた内容全て」であり、苦情処理の内容部分は開示請求の内容とは考えていない。苦情相談票の裏面に現地調査に行ったときの内容が記載されており、この中に行政指導を行った内容の記載があったため、開示請求に係る行政文書として特定したものである。

- (4) 「条例第8条第2号及び第3号イとあるが、資料2の内容を公開している。上記条例を適用するのは誤りである。」と主張しているが、資料2の内容については、移転後の診療施設に関して記載したものである。移転前と移転後の診療施設に関わっていた個人や法人等が異なるため開示・不開示の判断も異なる。
- (5) 異議申立人は、「当該施設の開設者が移転後開設届を規定の期間内に提出していなかったことに対して、行政指導を行った行政文書が公開されていない。速やかに公開を求める。」と主張しているが、存在しない。
- (6) 「苦情相談表にて、施設名の悪臭に対しての意味がわからない。施設名に悪臭があるのか。」については、作成者が「施設内」を誤って「施設名」と記載したものと推測される。
- (7) 「獣医師より、資料がださされているが隠された。速やかに公開を求める。(中央家保で知る) 及び『新規(中略)チェックリストに基づき、書類の内容(後略)』とある。」については、開示請求の内容が「平成10年前後本件診療施設が行政指導を受けた内容全て(資料も含む)」となっていたため、開示請求の内容から読みとれなかった。

第4 理由説明書に対する異議申立人の意見書による主張

意見書による異議申立人の主張はおおむね以下のとおりである。

- 1 診療施設は移転前と移転後の異なる施設であり、苦情相談票のマスクングには意味があるとあるが、申立人は苦情相談票のマスクングに意味がないと記述したのであって、移転後の診療施設確認報告書のことなど述べていない。

マスクングに意味がないと述べたのは、苦情相談票中、「被害の内容」「典型的7公害」とある。典型的7公害とは、大気の汚染・水質の汚濁・土壌の汚染・騒音・振動・地盤の沈下・悪臭(環境基本法)のことであるのに対し、診療施設現地確認報告書中の「11」及び「12」にはつきり記載されている。苦情相談票をマスクングするのなら、診療施設現地確認報告書もマスクングされて当然であるにも関わらず公開されているのであるから、苦情相談票も公開されるべきである。

また、この当時すでに貸主と利害関係などない。
- 2 診療施設の事業を営んでいる者として、開設者名を公表しても何ら問題

はない。この場合は行政指導という括りがあるからだろうが、通常は診療施設名・電話番号・住所まで公開になる。また、廃業しているからといって、特定できないとは言えない。獣医師は、様々な行政と関わっているものである。

- 3 苦情相談票には意味がない。苦情場所は、受付日には移転している、と記述したのは、移転したことで、利害関係がないにも関わらず、苦情を受けているのはいかなるものか。なぜ、書類にしたのか。苦情処理欄に記載がないというのはどういうことなのか。処理結果が記載がないのはどうしてなのか。説明を求める。

苦情処理の内容部分は開示請求の内容とは考えていない、とある。しかし、公開請求書に対する決定に苦情相談票も記載されていた。苦情処理の内容部分は開示請求の内容とは考えていないと述べるならその理由の説明を求める。

- 4 移転前と移転後の開示・不開示の判断も異なる、とあるが、苦情相談票に4月24日の現地調査下①旧開設場所の記載があるのか。この内容によると、苦情場所の調査に行っている。関連している。移転前と移転後の個人や法人等が異なるためとあるが、何も変わっていない。開示・不開示の判断も異なる、どのように変わるのか説明を求める。
- 5 開設届を期間内に届け出なかったことに対して、存在しない、とあるが、苦情相談票裏面②新規開設場所<書類>遅延理由書（移転後10日以内に届けられなかったため）との記載がある。この書類は行政指導に当たらないのか。処罰の対象になると聞いている。遅延理由書の公開を求める。
- 6 推測されるとあるが、主語及びてにをはを間違えていけば、意味が変わってきてしまう。時には結果まで変えられてしまう、ということを真摯に受け止めてほしい。公文書を軽んじているとしか思えない。
- 7 この書類の中にあったということを知ったので、公開を求めた。公開を求める。
- 8 本来この書類は、廃棄されていたはずの書類であることを知った。この案件だけ、台帳に保管されていた。中央家保の意図がわからない。台帳には、変更届及び開設時の行政指導のみしか残らないことも知った。なぜ、苦情内容が一緒に保管されていたのか説明を求める。
- 9 事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると、何回も執拗に記述されているが、申立人にも知る権利がある。
獣医行政に関しては、行政指導を受けるも主語を間違えるような文書に記載されるだけで、実際は絵に描いた餅で何の機能もしていない。年月が経てば廃棄されている。

社会情勢が変われば、非公開・公開も変わってくる。今回仮に公開されたとしても、次回公開されるとは限らない。一度公開された文書でも非公開にできることを知った。権利・利益を害するとは言えないのではないか。また、申立人は、公開請求の際、①具体的に知っておきたい、②子供たちの名誉を守るため、と書いた。この件に関しては、この時期子供たち及び申立人は、地域住民からいわれのない誹謗・中傷を受けている。

子供たちの命・生活及びこれから築く財産を守るためには公開されるべきである。

情報公開は、決して、行政・獣医師のみの権利・利益を守るものであってはならない。

現在、中央家保より情報提供され次第、追加意見書として提出しようと思う。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件開示請求及び本件決定について

本件開示請求は上記第3の2(1)のとおりである。本件決定は、上記第3の1のとおりである。

2 異議申立てについて

異議申立人は、平成25年8月31日付けで、本件決定を違法であるとして、その取り消しを求める異議申立てを行ったものである。

3 本件対象文書について

本件対象文書は上記第3の2(2)のとおりである。

4 本件決定についての検討

(1) 本件開示請求は、特定の診療施設名を挙げて、その施設が行政指導を受けたことについての文書を求めるものである。

一般に、法人その他の団体又は個人事業主がその事業に関し、行政指導を受けた事実を開示されると、風評により被害を被る等、権利、競争上の地位その他正当な利益を害されるおそれがあるため、当該事実は条例第8条第3号イの不開示情報に該当すると認められる。

そして、開示請求により求められた文書について、その存否を明らかにすることにより条例第8条第3号イの不開示情報を開示することとなる場合には、条例第11条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきものに該当することとなる。

よって、本件開示請求における存否応答拒否の適用の要否について検討する。

(2) はじめに、本件診療施設に対する行政指導に係る情報が不開示情報に該当するかについて検討する。

一般に、ある事業が個人事業主による免許業である場合は、経営のノウハウや事業内容は当該個人に属し、当該個人は別施設等で事業を継続・再開する可能性がある。よって、こうした個人事業主は、過去に開設していた施設等を廃業していたとしても、当該施設等における事業活動に関し行政指導を受けた事実を開示されると、風評により被害を被る等のおそれがあるため、当該事実は条例第8条第3号イの不開示情報に該当すると認められる。

本件診療施設は、開示請求があった時点で既に廃業しているところ、実施機関によれば、獣医療法第3条の規定による届出から、本件開設者は個人事業主であり、また、平成〇〇年〇月まで獣医師会に加入していたことから、獣医師免許により業をなす者であるとのことである。

したがって、本件開設者は、個人事業主として免許業をなす者であると認められ、本件開設者に係る当該情報は条例第8条第3号イの不開示情報に該当する。

(3) 次に、本件診療施設名から本件開設者が識別されるかについて検討する。

ア 千葉県内で診療施設を開設した者は、実施機関に対し獣医療法第3条の規定に従い届出を行うところ、実施機関では、既に廃業した診療施設も含め、施設ごとに開設者名等を記載した一覧表をデータの形で管理しているとのことである。そして、この名簿に対し開示請求があった場合、特に開設者が不開示を希望しており、かつ、その理由に合理性が認められる、といった事情がなければ原則として開示されると考えているが、開示請求時点で不開示を希望していた開設者はいなかったとのことである。よって、開示請求により、誰でも、本件診療施設名から本件開設者を識別できると認められる。

イ また、上記第5の4(2)のとおり、開設者は平成〇〇年〇月まで、獣医師会に加入していたとのことであるから、獣医師会関係者は、本件診療施設名から本件開設者を識別できると認められる。

ウ さらに、近隣住民、取引業者、顧客等であれば、本件診療施設名から本件開設者を識別できると認められる。

エ 以上より、相当程度の者が、本件診療施設名から本件開設者を識別できると認められる。

(4) したがって、本件開示請求について本件請求文書の存否を答えることは、診療施設を開設する個人が当該事業に関し行政指導を受けたか否かを明らかにするものと認められ、その存否を答えるだけで条例第8条第3号イの不開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規定により本件開示請求を拒否し、不開示とすべきものであった。

5 結論

実施機関は、本件対象文書を特定し一部開示する本件決定を行っているが、本来は存否応答拒否すべきであるので、本件対象文書以外の文書の存否について応答する必要はなく、又、不開示部分の判断の妥当性について検討するまでもなく、本件決定は結論において妥当であると認められる。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年10月4日	諮問書の受理
平成25年11月20日	実施機関の理由説明書の受理
平成26年1月9日	異議申立人の意見書の受理
平成27年12月22日	審議
平成28年2月29日	審議

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
下井康史	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘司久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
湊弘美	弁護士	

(五十音順)